宿泊事業者総合支援補助金 申請に必要な書類

【スケジュール】

申請期間 令和7年4月4日(金)~令和8年2月27日(金)まで ※期間中必着



補助金交付

宿泊事業者総合支援補助金交付請求書提出から3週間程度

【ステップ1】(事業開始前)交付申請書を提出する際に必要な書類

- ① **宿泊事業者採用活動支援補助金交付申請書** 様式第1号 ※押印不要です
- ② 補助対象経費の内訳書(見込) 別紙1
- ③ 補助対象経費の見積書等の写し ※リースの場合は、補助対象期間と契約期間全体それぞれの支払額が分かるものを提出してください
- ④ 補助対象事業の概要が分かる資料
- ⑤ 申請者の概要が分かる資料
 - ※旅館・ホテルの場合は旅館業営業許可指令書の写し(営業を証明する書類)を提出してください ※民泊サービスの場合は、住宅宿泊事業法で規定されている標識を写真撮影いただき、提出してください
- ⑥ 市税納付状況確認同意書 別紙2
- ⑦ 外国人材と締結した(見込みの)雇用契約書の写し
 ※外国人材雇用支援にかかる経費を申請する場合のみ提出してください

【ステップ2】(事業終了後)実績報告書を提出する際に必要な書類

- ① 宿泊事業者総合支援補助金事業実績報告書 様式第8号
- ② 補助対象経費の明細書 別紙3
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し
- ④ 補助対象事業の概要が分かる資料
- ⑤ 雇用した外国人材の就労が分かるもの(在留カードの写し等)

※外国人材雇用支援にかかる経費を申請した場合のみ提出してください

■申請受付窓口・お問い合わせ先■

仙台市宿泊事業者総合支援補助金事務局(JTB仙台支店内)

住所:〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 仙台第一生命タワービルディング2階

TEL: 080-7339-2052 (平日 9:30~17:30)

メール: shukuhaku-sogo@bsec.jp

《お願い》 書類の不備等の確認でお問合せすることがありますので、提出される申請書類は、

事業者様にて控え(コピー等)を保管していただきますようお願いいたします。

宿泊事業者総合支援補助金 申請の流れ

【事業者→事務局】

事前相談

令和7年4月4日から 令和8年2月27日まで

※まずは事務局へ申請内容について相談してください。

【事業者→事務局】

補助金交付申請書の提出

審査

申請書類 送付

> 令和7年4月4日から 令和8年2月27日まで

【事務局→事業者】

補助金交付(不交付)決定通知書の送付

申請書受理から2週間程度 ※書類不備がない場合

交付決定通知 送付

【事業者】

対象事業の実施及び対象経費支払い

事業実施・対象経費支払いは、

交付決定日以降となるため、注意。

※「採用活動支援」「外国人材雇用支援」にかかる 経費の場合は、申請後であれば、交付決定前に事業 の実施及び対象経費を支払うことは妨げません。

【事業者→事務局】

実績報告書の提出

支払が終了した日の翌日から起算し<u>30</u>

<u>日以内</u>または令和8年3月31日のいずれか早い日まで

※申請した事業の支払がすべて完了してから提出を お願いします。

【事務局→事業者】

補助金額確定通知書の送付

実績報告書受理から2週間程度

※書類不備がない場合

【事業者→事務局】

補助金交付請求書の提出

確定通知

審查

確定通知書受理後、**受理日から起算し**

て10日以内

送金準備

【仙台市→事業者】

補助金の交付

請求書受理から送金まで3週間程度

※書類不備がない場合

お問合せ

事務局名:仙台市宿泊事業者総合支援補助金事務局(株式会社JTB仙台支店内) 住所:〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング2階

TEL: 080-7339-2052 (平日 9:30~17:30)

メール: shukuhaku-sogo@bsec.jp

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。